



山形県公報

令和2年10月23日(金)
第149号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

○山形県漁業調整規則……………(水産振興課) ……1061

### 訓 令

○山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令……………(人 事 課) ……1078

### 告 示

- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……1084
- 土地改良区の役員の就任の届出……………( 同 ) ……1085
- 用途地域内の建築制限の特例を認めるための意見聴取……………(建築住宅課) ……1086
- 二級建築士の免許の取消し……………( 同 ) ……同

### 公 告

- 令和2年度山形県准看護師試験の実施……………(医療政策課) ……同
- 令和2年度山形県の特定制務(建設工事)の調達契約に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告……………(建設企画課) ……同
- 一般競争入札の公告……………(病院事業局) ……1087

## 規 則

山形県漁業調整規則をここに公布する。  
令和2年10月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第66号

#### 山形県漁業調整規則

山形県海面漁業調整規則(昭和39年7月県規則第58号)の全部を改正する。

#### 目次

- 第1章 総則(第1条-第4条)
- 第2章 漁業の許可(第5条-第32条)
- 第3章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置(第33条-第45条)
- 第4章 漁業の取締り(第46条-第49条)
- 第5章 雑則(第50条-第54条)
- 第6章 罰則(第55条-第58条)

#### 附則

##### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この規則は、漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)、水産資源保護法(昭和26年法律第313号)その他漁業に関する法令と相まって、県における水産資源の保護培養及び漁業調整を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、法、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）及び漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）において使用する用語の例による。

（申請又は届出の経路機関等）

第3条 海面における漁業に関し、知事に申請し、又は届け出ようとする者は、庄内総合支庁長を経由して行わなければならない。

2 内水面における水産動植物の採捕に関し、知事に申請し、又は届け出ようとする者は、所轄総合支庁長を経由して行わなければならない。

3 県内に住所を有しない者は、第9条第1項の申請書を知事に提出しようとする場合には、その住所の所在する都道府県の知事の意見書を添えなければならない。

（代表者の届出）

第4条 法第5条第1項の規定による代表者の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 代表者として選定された者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

## 第2章 漁業の許可

（知事による漁業の許可）

第5条 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業（第8号、第9号、第12号又は第14号に掲げる漁業にあっては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。）を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 小型まき網漁業（海面において総トン数5トン未満の船舶を使用して小型まき網により行う漁業をいう。以下同じ。）
- (2) 機船船びき網漁業（海面において機船船びき網により行う漁業をいう。以下同じ。）
- (3) ごち網漁業（海面においてごち網により行う漁業をいう。以下同じ。）
- (4) 刺し網漁業（海面において刺し網により行う漁業（第9号に掲げる固定式刺し網漁業を除く。）をいう。以下同じ。）
- (5) はえ縄漁業（海面においてはえ縄によりたらをとることを目的とする漁業及び総トン数10トン以上の動力漁船を使用してはえ縄によりますをとることを目的とする漁業をいう。以下同じ。）
- (6) しき網漁業（海面においてしき網により行う漁業をいう。以下同じ。）
- (7) しいらづけ漁業（海面においてしいらづけにより行う漁業をいう。以下同じ。）
- (8) かご漁業（海面においてかごにより行う漁業をいう。以下同じ。）
- (9) 固定式刺し網漁業（海面において固定式刺し網により行う漁業をいう。以下同じ。）
- (10) 小型いか釣り漁業（海面において総トン数5トン以上30トン未満の動力漁船を使用してするめいかをとることを目的とする漁業をいう。以下同じ。）
- (11) 張網漁業（海面において張網により行う漁業をいう。以下同じ。）
- (12) あわび・なまこ漁業（海面においてあわび又はなまこをとることを目的とする漁業をいう。以下同じ。）
- (13) 潜水器漁業（海面において潜水器（簡易潜水器を含む。）により行う漁業（前号に掲げるあわび・なまこ漁業を除く。）をいう。以下同じ。）
- (14) 小型定置漁業（海面において小型定置により行う漁業をいう。以下同じ。）

2 前項の許可（以下この章（第17条及び第30条第2号を除く。）において単に「許可」という。）は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業又は前項第1号から第12号までに掲げる漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに受けなければならない。

（許可を受けた者の責務）

第6条 知事許可漁業について許可を受けた者は、資源管理を適切にするために必要な取組を自ら行うとともに、漁業の生産性の向上に努めるものとする。

（起業の認可）

第7条 許可を受けようとする者であって現に船舶等を使用する権利を有しないものは、船舶等の建造又は製造に着手する前又は船舶等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶等を使用する権利を取得する前に、船舶等ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。

第8条 前条の認可（以下「起業の認可」という。）を受けた者がその起業の認可に基づいて許可を申請した場合

において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、知事は、第10条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならない。

- 2 起業の認可を受けた者が、認可を受けた日から知事の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日に、その効力を失う。

（許可又は起業の認可の申請）

第9条 許可又は起業の認可を受けようとする者は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業又は第5条第1項第1号から第12号までに掲げる漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 知事許可漁業の種類
- (3) 操業区域、漁業時期、漁獲物の種類及び漁業根拠地
- (4) 漁具の種類、数及び規模
- (5) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- (6) その他参考となるべき事項

- 2 知事は、前項の申請書のほか、許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

（許可又は起業の認可をしない場合）

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはならない。

- (1) 申請者が次条第1項に規定する適格性を有する者でない場合
- (2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合

- 2 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をしないときは、あらかじめ、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

- 3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

（許可又は起業の認可についての適格性）

第11条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
- (2) 暴力団員等であること。
- (3) 法人であって、その役員又は漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第6条に規定する使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。
- (5) 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。

- 2 知事は、前項第5号の基準を定め、又は変更しようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

（新規の許可又は起業の認可）

第12条 知事は、許可（第8条第1項及び第15条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第15条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

- (1) 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。）
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数
- (3) 推進機関の馬力数
- (4) 操業区域
- (5) 漁業時期
- (6) 漁業を営む者の資格

- 2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1月以上の申請期間を定めて同項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時期を失し、当該知事許可漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。

- 3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 第1項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第10条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。
- 5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第1項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。
- 6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。
- 7 第4項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第4項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。
- 8 許可又は起業の認可の申請をした者が当該申請をした後に死亡し、合併により解散し、又は分割（当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が2人以上ある場合においてその協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継する。
- 9 前項の規定により許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

（公示における留意事項）

第13条 知事は、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕を通常伴うと認められる知事許可漁業について、前条第1項の規定による公示をするに当たっては、当該知事許可漁業において採捕すると見込まれる水産資源の総量のうち漁獲割当ての対象となる特定水産資源の数量の占める割合が知事が定める割合を下回ると認められる場合を除き、船舶等の数及び船舶の総トン数その他の船舶等の規模に関する制限措置を定めないものとする。

（許可等の条件）

第14条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

- 2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可に条件を付けることができる。
- 3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 4 第2項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（継続の許可又は起業の認可等）

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第10条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

- (1) 許可（知事が指定する漁業に係るものに限る。）を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したとき。
  - (2) 許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。
  - (3) 許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から6月以内（その許可の有効期間中に限る。）に他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。
  - (4) 許可（知事が指定する漁業に係るものに限る。）を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者が、当該船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。
- 2 前項第1号の申請は、従前の許可の有効期間の満了日の3月前から1月前までの間にしなければならない。ただし、当該知事許可漁業の状況を勘案し、これによることが適当でない認められるときは、知事が定めて公示する期間内に申請をしなければならない。

（許可の有効期間）

第16条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただ



し、前条第1項（第1号を除く。）の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

(1) 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業並びに第5条第1項第1号から第11号まで、第13号及び第14号に掲げる漁業 3年

(2) 第5条第1項第12号に掲げる漁業 1年

2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

（変更の許可）

第17条 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第12条第1項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするときは、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 漁業種類

(3) 知事許可漁業の許可又は起業の認可の番号

(4) 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた年月日

(5) 変更の内容

(6) 変更の理由

3 知事は、前項の規定による申請があつた場合において必要があるときは、変更の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

（相続又は法人の合併若しくは分割）

第18条 許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が2人以上ある場合においてその協議により知事許可漁業を営むべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

（許可等の失効）

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合は、許可又は起業の認可は、その効力を失う。

(1) 許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止したとき。

(2) 許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。

(3) 許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。

2 許可又は起業の認可を受けた者は、前項各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

3 第1項の規定によるほか、許可を受けた者が当該許可に係る知事許可漁業を廃止したときは、当該許可は、その効力を失う。この場合において、許可を受けた者は、当該許可に係る知事許可漁業を廃止した日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

（休業等の届出）

第20条 許可を受けた者は、一漁業時期以上にわたって休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。

2 許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

（休業による許可の取消し）

第21条 知事は、許可を受けた者がその許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間休業したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

2 許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第24条第1項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第119条第1項若しくは第2項の規定に基づく命令、法第120条第1項の規定による指示、同条第11項の規定による命令、法第121条第1項の規定による指示又は同条第4項において読み替えて準用する法第120条第11項の規定による命令により知事許可漁業を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

3 第1項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。  
(資源管理の状況等の報告)

第22条 次に掲げる漁業の許可を受けた者は、当該漁業ごとに、翌月の15日までに、次項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

- (1) 小型機船底びき網漁業
- (2) 小型まき網漁業
- (3) 機船船びき網漁業
- (4) ごち網漁業
- (5) 刺し網漁業
- (6) はえ縄漁業
- (7) しき網漁業
- (8) しいらづけ漁業
- (9) かご漁業
- (10) 固定式刺し網漁業
- (11) 小型いか釣り漁業
- (12) 張網漁業
- (13) あわび・なまこ漁業
- (14) 潜水器漁業
- (15) 小型定置漁業

2 前項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 許可を受けた者の氏名（法人にあつては、その名称）
- (2) 許可番号
- (3) 報告の対象となる期間
- (4) 漁獲量その他の漁業生産の実績
- (5) 漁業の方法、操業日数、操業区域その他の操業の状況
- (6) 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況
- (7) その他必要な事項  
(適格性の喪失等による許可等の取消し等)

第23条 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が第10条第1項第2号又は第11条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を取り消さなければならない。

2 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(公益上の必要による許可等の取消し等)

第24条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(許可証の交付)

第25条 知事は、許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

- (1) 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (2) 漁業種類
- (3) 操業区域及び漁業時期
- (4) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- (5) 許可の有効期間
- (6) 条件
- (7) その他参考となるべき事項

## （許可証の備付け等の義務）

第26条 許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、許可証を当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者（船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者をいう。以下同じ。）に携帯させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁業を操業するときは、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中であることを証明した許可証の写しを、当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者に携帯させれば足りる。

3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

## （許可証の譲渡等の禁止）

第27条 許可を受けた者は、許可証又は前条第2項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

## （許可証の書換え交付の申請）

第28条 許可を受けた者は、第30条第1号から第4号までに掲げる場合を除き、許可証の記載事項に変更が生じたとき（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき又は機関の換装が終わったとき）は、速やかに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 漁業種類
- (3) 許可を受けた年月日及び許可番号
- (4) 書換えの内容
- (5) 書換えを必要とする理由

## （許可証の再交付の申請）

第29条 許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

## （許可証の書換え交付及び再交付）

第30条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

- (1) 第14条第2項の規定により許可に条件を付け、又は同条第1項若しくは第2項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。
- (2) 第17条第1項の許可（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可を除く。）をしたとき。
- (3) 第18条第2項の規定による届出があつたとき。
- (4) 第23条第2項又は第24条第1項の規定により、許可を変更したとき。
- (5) 第28条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。

## （許可証の返納）

第31条 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。

3 許可を受けた者が死亡し、合併以外の事由により解散し、又は合併により消滅したときは、その相続人、清算人又は合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人の代表者が前2項の手続をしなければならない。

## （許可番号を表示しない船舶の使用禁止）

第32条 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び第5条第1項第10号に掲げる漁業の許可を受けた者（知事が別に定める者を除く。次項において同じ。）は、当該許可に係る船舶の外部の両舷側の中央部に別記様式第1号による許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

2 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、前項の規定によりした表示を消さなければならない。

第3章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置

（漁業の禁止）

第33条 何人も、海面において次に掲げる漁業の方法により漁業を営んではならない。

- (1) 空釣こぎ
- (2) 総トン数10トン未満の動力漁船を使用するさけ・ますはえ縄（次の表の左欄に掲げる区域において同表の右欄に掲げる期間に行うものを除く。）

| 区域                                                                                                                                                           | 期間            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 東経138度59分48秒以東の北緯40度10秒の線、北緯39度10分10秒以北の東経138度59分48秒の線、北緯39度10分10秒東経138度59分48秒の点から北緯38度40分10秒東経137度59分48秒の点に至る線、東経137度59分48秒の線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域のうち山形県地先海域 | 1月1日から5月15日まで |

（内水面における水産動植物の採捕の許可）

第34条 内水面において次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。

- (1) 刺し網（次条第2項第5号及び第12号に掲げるものを除く。）
- (2) い繰網
- (3) えりやな類
- (4) ももひき網
- (5) 地びき網（瀬びき網を含む。）
- (6) やつめうなぎ釜

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- (1) 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合
- (2) 法第170条第1項の遊漁規則に基づいて採捕する場合

3 第1項の許可（以下この条において「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、漁具又は漁法ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 採捕の種類（水産動植物の採捕を漁具又は漁法により区分したものをいう。）
- (3) 採捕する区域、期間及び水産動植物の種類
- (4) 漁具の数及び規模
- (5) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- (6) 採捕に従事する者の氏名及び住所
- (7) その他参考となるべき事項

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、採捕の許可をしてはならない。

- (1) 申請者が第11条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する者である場合
- (2) 漁業調整のため必要があると認める場合

5 採捕の許可の有効期間は、3年とする。ただし、漁業調整のため必要があると認められるときは、知事は、3年を超えない範囲内で、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。

6 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、当該許可は、その効力を失う。

7 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間その許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕しないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

8 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第13項において準用する第24条第1項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第120条第1項の規定による指示若しくは同条第11項の規定による命令により第1項各号に掲げる漁具又は漁法による水産動植物の採捕を禁止された期間は、前項の期間に参入しない。



- 9 知事は、採捕の許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。
- (1) 採捕の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
  - (2) 採捕に従事する者の氏名及び住所
  - (3) 使用する船舶の名称及び漁船登録番号
  - (4) 許可の有効期間
  - (5) 条件
  - (6) その他参考となるべき事項
- 10 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、前項の許可証を自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させなければならない。
- 11 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させれば足りる。
- 12 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。
- 13 第9条第2項、第10条第2項及び第3項、第14条、第21条第3項、第23条、第24条並びに第27条から第31条までの規定は、採捕の許可について準用する。この場合において、第10条第2項、第14条第2項、第23条第1項及び第2項並びに第24条第1項中「海区漁業調整委員会」とあるのは、「内水面漁場管理委員会」と読み替えるものとする。

（漁具漁法の制限及び禁止）

第35条 何人も、海面において次に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- (1) 水中に電流を通じてする漁法
  - (2) 刺し網によりいしなぎをとることを目的とする漁法
- 2 何人も、内水面において次に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。
- (1) 巻持網で土、木、石又は竹をもって寄手を建設して行う漁法
  - (2) うなわ（うなわ類似のもの又はゴロ押しを含む。）
  - (3) う飼
  - (4) 板押
  - (5) 刺し網を移動しないよう敷設してさくらます（ふ出後引き続き淡水域で生活する期間におけるもの（以下「やまめ」という。）を除く。以下同じ。）をとることを目的とする漁法
  - (6) 水中に電流を通じてする漁法
  - (7) 瀬干及びすがぜめ
  - (8) 火光を利用する漁法
  - (9) 箱せん及びびんせん
  - (10) やすで、こい又はさくらますをとることを目的とする漁法
  - (11) かき倉（たな倉、ため又はかまを含む。）
  - (12) 刺し網を2枚以上重ねてする漁法

第36条 内水面において次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕する場合にあっては、当該漁具又は漁法は、それぞれ同表の右欄に掲げる範囲でなければならない。

| 漁具又は漁法                         | 範囲             |
|--------------------------------|----------------|
| さくらますをとることを目的とする地びき網           | 網の全長 270メートル以下 |
| 地びき網（さくらますをとることを目的とする地びき網を除く。） | 網の全長 150メートル以下 |

（禁止区域等）

第37条 何人も、次の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に掲げる期間中、水産動植物を採捕してはならない。

| 区域    |                                                       | 期間               |
|-------|-------------------------------------------------------|------------------|
| 月光川   | 全区域（支流、小支流及び小々支流を含む。）                                 | 11月1日から翌年2月15日まで |
| 日向川   | 河口から上流酒田市穂積地内日向橋上流端までの区域                              | 10月1日から翌年2月15日まで |
| 最上川   | 鮭川との合流点から上流及び下流それぞれ800メートルまでの区域                       | 10月1日から翌年1月31日まで |
|       | 最上郡舟形町堀内地内堀内橋上流端から下流600メートルの地点から下流1,400メートルまでの区域      |                  |
|       | 北村山郡大石田町豊田地内亀井田橋上流端から下流1,200メートルまでの区域                 |                  |
|       | 乱川との合流点から上流200メートル、下流400メートルまでの区域                     |                  |
|       | 寒河江川との合流点から上流及び下流それぞれ600メートルまでの区域                     |                  |
|       | 上郷発電所ダム軸線から上流300メートル、下流190メートルの軸線との平行線までの区域（魚道を含む。）   | 周年               |
| 京田川   | 最上川との合流点の左右両岸に設置した標柱から上流500メートルまでの区域                  | 10月1日から翌年1月31日まで |
| 相沢川   | 最上川との合流点から上流酒田市石名坂地内大石橋上流に設置された落差溝上流端から上流100メートルまでの区域 |                  |
| 鮭川    | 最上川との合流点から上流最上郡戸沢村地内東日本旅客鉄道株式会社陸羽西線鉄橋上流端までの区域         |                  |
| 最上小国川 | 最上川との合流点から上流1,000メートルまでの区域                            |                  |
| 丹生川   | 最上川との合流点から上流600メートルまでの区域                              |                  |
| 村山野川  | 最上川との合流点から上流荷口川との合流点までの区域                             |                  |
| 小見川   | 荷口川との合流点から上流2,000メートルまでの区域                            |                  |
| 乱川    | 最上川との合流点から上流押切川との合流点までの区域                             |                  |
| 押切川   | 乱川との合流点から上流天童市今町地内今町橋上流端までの区域                         |                  |
| 寒河江川  | 最上川との合流点から上流600メートルまでの区域                              |                  |

第38条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。

| 水産動植物                     | 期間               | 区域  |
|---------------------------|------------------|-----|
| あゆ                        | 11月1日から翌年6月30日まで | 内水面 |
| いわな（全長15センチメートル以下のものに限る。） | 周年               |     |

|                                       |                  |     |
|---------------------------------------|------------------|-----|
| いわな（全長15センチメートルを超えるものに限る。）            | 10月1日から翌年3月31日まで |     |
| うなぎ（全長13センチメートルを超え30センチメートル以下のものに限る。） | 周年               |     |
| さくらます                                 | 9月1日から翌年2月末日まで   |     |
| さけ（体長18センチメートル以下のものに限る。）              | 周年               | 海面  |
| さけ                                    | 周年               | 内水面 |
| にじます（全長15センチメートル以下のものに限る。）            |                  |     |
| はたはた（体長6センチメートル以下のものに限る。）             | 周年               | 海面  |
| ひめます（全長15センチメートル以下のものに限る。）            | 周年               | 内水面 |
| ひめます（全長15センチメートルを超えるものに限る。）           | 10月1日から翌年3月31日まで |     |
| ます（体長18センチメートル以下のものに限る。）              | 周年               | 海面  |
| まだい・ちだい（体長6センチメートル以下のものに限る。）          |                  |     |
| やまめ（全長15センチメートル以下のものに限る。）             | 周年               | 内水面 |
| やまめ（全長15センチメートルを超えるものに限る。）            | 10月1日から翌年3月31日まで |     |
| やつめうなぎ（全長30センチメートル以下のものに限る。）          | 周年               |     |
| やつめうなぎ（全長30センチメートルを超えるものに限る。）         | 5月10日から6月30日まで   |     |
| あわび（殻長10センチメートル以下のものに限る。）             | 周年               | 海面  |
| あわび（殻長10センチメートルを超えるものに限る。）            | 9月1日から11月30日まで   |     |
| かき（殻長8センチメートル以下のものに限る。）               | 周年               |     |
| さざえ（殻蓋長径2.5センチメートル以下のものに限る。）          |                  |     |

- 2 何人も、はたはたの産んだ卵を採捕してはならない。
- 3 何人も、内水面において、いわな、かじか、さくらます、さけ、にじます又はやまめの産んだ卵を採捕してはならない。
- 4 前3項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。  
（河口付近における採捕の制限）

第39条 何人も、次の表の左欄に掲げる河川の河口付近であって同表の中欄に掲げる区域において、同表の右欄に掲げる期間は、網漁具により水産動植物を採捕してはならない。

| 河川    | 区域                                                                                                                                                                                                       | 期間              |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 鼠ヶ関川  | 次のイの線、ロの線間における最大高潮時海岸線（以下「海岸線」という。）から400メートル以内の区域内の海面（方位は、真方位とする。以下この表において同じ。）<br>イ 鼠ヶ関港南防波堤灯台を中心とする半径200メートルの円と海岸線との交点のうち同灯台から南側の交点から310度の線<br>ロ 同港北防波堤灯台を中心とする半径200メートルの円と海岸線との交点のうち同灯台から北側の交点から310度の線 | 10月1日から12月31日まで |
| 庄内小国川 | 次のイの線、ロの線間における海岸線から400メートル以内の区域内の海面<br>イ 河口左岸を中心とする半径400メートルの円と海岸線との交点のうち同左岸から南側の交点から305度の線<br>ロ 河口右岸を中心とする半径400メートルの円と海岸線との交点のうち同右岸から北側の交点から305度の線                                                      |                 |
| 温海川   | 次のイの線、ロの線間における海岸線から400メートル以内の区域内の海面<br>イ 河口左岸を中心とする半径400メートルの円と海岸線との交点のうち同左岸から南側の交点から300度の線<br>ロ 河口右岸を中心とする半径400メートルの円と海岸線との交点のうち同右岸から北側の交点から300度の線                                                      |                 |
| 五十川   | 次のイの線、ロの線間における海岸線から400メートル以内の区域内の海面<br>イ 河口左岸を中心とする半径400メートルの円と海岸線との交点のうち同左岸から南側の交点から305度の線<br>ロ 河口右岸を中心とする半径400メートルの円と海岸線との交点のうち同右岸から北側の交点から305度の線                                                      |                 |
| 三瀬川   |                                                                                                                                                                                                          |                 |
| 赤川    | 次のイの線、ロの線間における海岸線から1,000メートル以内の区域内の海面<br>イ 河口左岸を中心とする半径800メートルの円と海岸線との交点のうち同左岸から南側の交点から288度の線<br>ロ 河口右岸を中心とする半径800メートルの円と海岸線との交点のうち同右岸から北側の交点から288度の線                                                    | 9月25日から12月31日まで |



|            |                                                                                                                                                                                                                                                          |                         |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| <p>最上川</p> | <p>次のイ、ロ、ハ及びニの各点を順次結んだ線並びに海岸線によって囲まれた区域内の海面<br/>                 イ 最上川右岸導流堤突端<br/>                 ロ イの点から297度30分1,200メートルの点<br/>                 ハ ニの点から282度30分1,200メートルの点<br/>                 ニ 最上川左岸海岸線上イの点から左に1,200メートルの点</p>                       |                         |
| <p>日向川</p> | <p>次のイの線、ロの線間における海岸線から500メートル以内の区域内の海面<br/>                 イ 河口左岸を中心とする半径400メートルの円と海岸線との交点のうち同左岸から南側の交点から291度の線<br/>                 ロ 河口右岸を中心とする半径400メートルの円と海岸線との交点のうち同右岸から北側の交点から291度の線</p>                                                           | <p>9月25日から翌年1月31日まで</p> |
| <p>月光川</p> | <p>次のイ、ロ及びハの各点を順次結んだ線、海岸線、吹浦港南第3防波堤並びに同防波堤突端とイの点を結んだ線によって囲まれた区域内の海面<br/>                 イ 吹浦港南第3防波堤基部から同防波堤の延長線（以下「第3防波堤延長線」という。）上1,000メートルの点<br/>                 ロ ハの点からイの第3防波堤延長線に平行な線上1,000メートルの点<br/>                 ハ 吹浦港南防波堤突端から5度350メートルの点</p> | <p>10月1日から翌年1月31日まで</p> |

（遡河魚類の通路を遮断して行う水産動植物の採捕の制限）

第40条 遡河魚類の通路を遮断する漁具又は漁法によって水産動植物の採捕を行う場合には、河川流幅の5分の1以上の魚道を開通しなければならない。

（遊漁者等の漁具漁法の制限）

第41条 何人も、海面において次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- (1) 竿釣<sup>きお</sup>及び手釣
- (2) たも網<sup>き</sup>及び叉手網
- (3) やす（船を使用しないものに限る。）
- (4) 徒手採捕

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- (1) 漁業者が漁業を営む場合
- (2) 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
- (3) 試験研究のために水産動植物を採捕する場合

（有害物質の遺棄漏せつの禁止）

第42条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。

3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の適用を受ける者については、適用しない。

（漁場内の岩礁破碎等の許可）

第43条 海面のうち漁業権の存する漁場内において岩礁を破碎し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- (2) 目的
- (3) 免許番号
- (4) 区域
- (5) 期間
- (6) 補償の措置
- (7) その他参考となるべき事項

3 知事は、第1項の規定により許可をするに当たり、条件を付けることができる。

(砂れきの採取禁止)

第44条 第37条の区域内においては、9月1日から翌年3月31日まで砂れきを採取してはならない。ただし、知事の許可を受けたときは、この限りでない。

(試験研究等の適用除外)

第45条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下この条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 目的
- (3) 適用除外の許可を必要とする事項
- (4) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数、推進機関の種類及び馬力数並びに所有者名
- (5) 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量（種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量）
- (6) 採捕の期間及び区域
- (7) 使用する漁具及び漁法
- (8) 採捕に従事する者の氏名及び住所

3 知事は、第1項の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

- (1) 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 適用除外の事項
- (3) 採捕する水産動植物の種類及び数量
- (4) 採捕の期間及び区域
- (5) 使用する漁具及び漁法
- (6) 採捕に従事する者の氏名及び住所
- (7) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数、推進機関の種類及び馬力数
- (8) 許可の有効期間
- (9) 条件

4 知事は、第1項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。

5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。

6 第1項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。

7 第2項から第4項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第3項中「交付する」とあるのは、「書き換えて交付する」と読み替えるものとする。

8 第26条の規定は、第1項又は第6項の規定により許可を受けた者について準用する。

#### 第4章 漁業の取締り

(停泊命令等)

第46条 知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるとき（法第27条及び法第34条に規定する場合を除く。）は、法第131条第1項の規定に基づき、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による処分（法第25条第1項の規定に違反する行為に係るものを除く。）をしようとする

ときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第1項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（船長等の乗組み禁止命令）

第47条 知事は、第5条第1項の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるときは、当該行為をした者が使用する船舶の操業責任者に対し、当該違反に係る漁業に使用する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

（衛星船位測定送信機の備付け命令）

第48条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第5条第1項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であつて、次に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該衛星船位測定送信機を常時作動させることを命ずることができる。

(1) 当該許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるものであること。

(2) 次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。

イ 当該船舶を特定することができる情報

ロ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻

(3) 前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられているものであること。

（停船命令）

第49条 漁業監督吏員は、法第128条第3項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、操船又は漁ろうを指揮監督する者に対し、停船を命ずることができる。

2 前項の規定による停船命令は、法第128条第3項の規定による検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号その他の適切な手段により行うものとする。

(1) 別記様式第2号による信号旗Lを掲げること。

(2) サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号（短音1回、長音1回、短音2回）を約7秒の間隔を置いて連続して行うこと。

(3) 投光器によりLの信号（短光1回、長光1回、短光2回）を約7秒の間隔を置いて連続して行うこと。

3 前項において、「長音」又は「長光」とは、約3秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約1秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

## 第5章 雑則

（漁場又は漁具等の標識の設置に係る届出）

第50条 法第122条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物の標識の設置を命じられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。

（標識の書換え又は再設置等）

第51条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなったとき又は当該標識を亡失し、若しくは毀損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

（定置漁業等の漁具の標識）

第52条 定置漁業その他知事が別に定める漁業を営む者は、漁具の敷設中、昼間にあつては別記様式第3号による漁具の標識を当該漁具の見やすい場所に水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明による漁具の標識を当該漁具に設置しなければならない。

2 知事は、前項の漁業を定めたときは、公示する。

（小型さけ・ます流し網漁業、刺し網漁業及びはえ縄漁業の漁具の標識）

第53条 次に掲げる漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1.5メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに電灯その他の照明を掲げなければならない。

(1) 小型さけ・ます流し網漁業

(2) 刺し網漁業

(3) はえ縄漁業

2 前項の漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

（添付書類の省略）

第54条 この規則の規定により同時に2以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。

2 前項に規定する場合のほか、知事は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。

#### 第6章 罰則

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(1) 第34条第1項、第35条から第40条まで、第42条第1項、第43条第1項又は第44条の規定に違反した者

(2) 第34条第13項において準用する第14条第1項若しくは第2項又は第43条第3項の規定により付けた条件に違反した者

(3) 第24条第1項（第34条第13項において準用する場合を含む。）、第34条第13項において準用する第23条第2項、第42条第2項又は第47条第1項の規定に基づく命令に違反した者

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第56条 第26条第1項（第45条第8項において準用する場合を含む。）、第32条、第34条第10項又は第41条第1項の規定に違反した者は、科料に処する。

第57条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第55条第1項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

第58条 第18条第2項、第20条第2項若しくは第26条第3項（第45条第8項において準用する場合を含む。）の規定、第27条から第29条まで、第31条第1項若しくは第2項（これらの規定を第34条第13項において準用する場合を含む。）の規定、第34条第12項の規定又は第45条第5項の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。

（山形県内水面漁業調整規則の廃止）

2 山形県内水面漁業調整規則（昭和39年3月県規則第3号）は、廃止する。

（経過措置）

3 改正後の山形県漁業調整規則（以下「新規則」という。）第32条の規定は、この規則の施行の際現に改正前の山形県海面漁業調整規則（以下「旧海面規則」という。）第7条の規定による許可（同条第10号に掲げる漁業に係るものに限る。）を受けている者については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、適用しない。

4 この規則の施行の日から令和5年11月30日までの間における新規則第38条第1項の規定の適用については、同項の表中「13センチメートルを超え30センチメートル」とあるのは、「30センチメートル」とする。

5 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。以下「改正法」という。）附則第29条の規定により新規則第45条第1項の規定によってしたものとみなされる旧海面規則第44条第1項の許可を受けている者については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、旧海面規則第44条第6項の規定は、なおその効力を有する。

6 改正法附則第29条の規定により新規則第45条第1項の規定によってしたものとみなされる附則第2項の規定による廃止前の山形県内水面漁業調整規則（以下「旧内水面規則」という。）第32条第1項の許可を受けている者については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、旧内水面規則第32条第6項の規定は、なおその効力を有する。

7 この規則の施行の日前にした行為及び前2項の規定によりなおその効力を有することとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

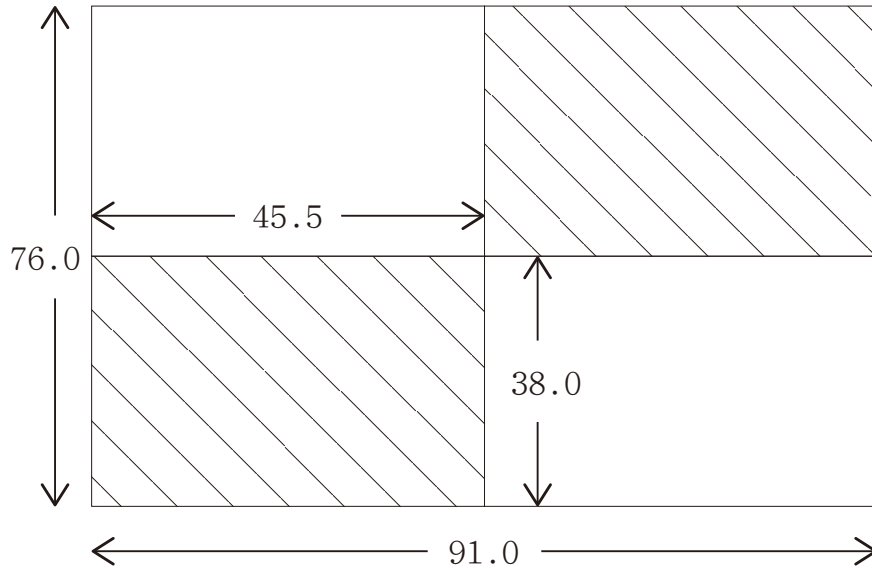


別記  
様式第1号

| 漁業                      | 様式         |
|-------------------------|------------|
| 小型機船底びき網漁業のうち自家用餌料びき網漁業 | ヤタ自 1 2 3  |
| 上記以外の小型機船底びき網漁業         | ヤタ 1 2 3   |
| 小型さけ・ます流し網漁業            | ヤタ流 1 2 3  |
| 小型いか釣り漁業                | ヤタいか 1 2 3 |

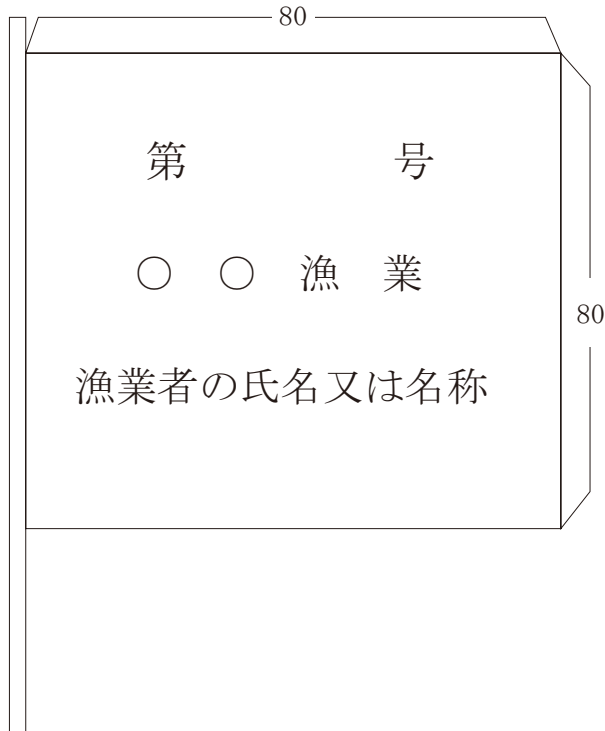
注 各文字及び数字の大きさは8センチメートル以上、太さは2センチメートル以上、間隔は2.5センチメートル以上とする。

様式第2号



- 備考
- 1 斜線の部分は、黒であり、その他の部分は、黄である。
  - 2 この旗は、国際海事機関が採択した国際信号書に掲載の「L」旗（あなたは、すぐ停船されたい。）である。
  - 3 数字は、センチメートルを示す。

様式第3号



- 備考 1 標識は、赤色の布地である。
- 2 数字は、センチメートルを示す。

訓 令

山形県訓令第16号

庁 中  
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年10月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年12月県訓令第49号）の一部を次のように改正する。

別表第2農林水産部の項水産振興課の項漁業法に関すること。の項副知事専決事項の欄第1項中「第39条第1項」を「第93条第1項」に改め、同欄第2項中「第67条第4項」を「第120条第4項」に改め、同欄第3項を削り、同課の項漁業法に関すること。の項部長専決事項の欄第1項中「第10条」を「第57条第5項」に、「漁業権の設定の免許」を「意見の聴取」に改め、同欄第2項中「第11条」を「第69条第1項」に、「免許の内容等の事前決定」を「漁業の免許」に改め、同欄第3項中「第22条第1項」を「第76条第1項」に改め、同欄第4項中「第24条第2項」を「第78条第2項」に、「漁業権」を「個別漁業権」に改め、同欄第5項中「第26条第1項ただし書」を「第79条第1項ただし書」に改め、同欄第6項中「第36条」を「第88条」に、「休漁中」を「休業中」に改め、同欄第7項中「第65条第7項」を「第119条第8項」に改め、同欄第8項中「第67条第9項」を「第120条第9項」に改める。

別表第3産業経済部の項農業振興課（庄内総合支庁を除く。）の項水産業協同組合法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄第2項中「第63条（第86条第3項において準用する場合を含む。）」を「第63条第1項」に改め、同欄第3項中「（第86条第3項において準用する場合を含む。）」を削り、同欄第4項中「（第86条第4項において準用する場合を含む。）」を削り、同欄第5項中「第69条」を「第68条の2」に、「合併の認可」を「公告等」に改め、同欄第6項中「第117条第2項」を「第69条」に、「登記の嘱託（漁業生産組合に係るものに限る。）」を「合併の認可等」に改め、同欄中第11項を削り、第12項を第11項とし、同課の項水産業協同組合法に関すること。の項総

合支庁部長専決事項の欄第1項中「第11条の4第1項」を「第11条の5第1項」に改め、同欄第3項中「第35条の2第1項ただし書」を「第34条の5第1項ただし書」に改め、同欄第4項中「第86条第2項及び」を削り、同欄第5項を削り、第6項を第5項とし、同課の項水産業協同組合法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項を削り、第2項を第1項とし、同欄第3項中「(第68条第3項において準用する場合を含む。)」を削り、同項を同欄第2項とし、同欄第4項中「第86条第4項において準用する第68条第5項及び第85条の10」を「第84条の7第2項、第85条の2第4項、第85条の4第2項及び第85条の14」に改め、同項を同欄第3項とし、同欄第5項及び第6項を削り、第7項を第4項とし、第8項を第5項とし、同課の項中「山形県内水面漁業調整規則」を「山形県漁業調整規則」に改め、同課の項山形県内水面漁業調整規則に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「第10条第2項及び第3項（第32条第9項において準用する場合を含む。）」を「第34条第11項及び第12項」に改め、同欄第2項中「第17条」を「第34条第13項において準用する第30条」に改め、同欄第3項中「第18条」を「第34条第13項において準用する第31条」に改め、同欄第4項中「第32条第1項」を「第45条第1項」に改め、同欄第5項中「第32条第5項」を「第45条第5項」に改め、同欄第6項中「第32条第7項」を「第45条第6項」に改め、同欄第7項中「第33条」を「第50条」に改め、同項を同欄第8項とし、同欄第6項の次に次の1項を加える。

7 第45条第8項において準用する第26条第2項及び第3項の規定による許可証の写しの交付及び受理に関すること。

別表第3産業経済部の項水産振興課の項水産業協同組合法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄第2項中「第63条（第86条第3項において準用する場合を含む。）」を「第63条第1項」に改め、同欄第3項中「(第86条第3項において準用する場合を含む。)」を削り、同欄第4項中「(第86条第4項において準用する場合を含む。)」を削り、同欄第5項中「第69条」を「第68条の2」に、「合併の認可」を「公告等」に改め、同欄第6項中「第117条第2項」を「第69条」に、「登記の嘱託（漁業生産組合に係るものに限る。）」を「合併の認可等」に改め、同欄第11項を削り、第12項を第11項とし、同課の項水産業協同組合法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第11条の4第1項」を「第11条の5第1項」に改め、同欄第3項中「第35条の2第1項ただし書」を「第34条の5第1項ただし書」に改め、同欄第4項中「第86条第2項及び」を削り、同欄第5項を削り、第6項を第5項とし、同課の項水産業協同組合法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項を削り、第2項を第1項とし、同欄第3項中「(第68条第3項において準用する場合を含む。)」を削り、同項を同欄第2項とし、同欄第4項中「第86条第4項において準用する第68条第5項及び第85条の10」を「第84条の7第2項、第85条の2第4項、第85条の4第2項及び第85条の14」に改め、同項を同欄第3項とし、同欄第5項及び第6項を削り、第7項を第4項とし、第8項を第5項とし、同課の項漁業法に関すること。の項を次のように改める。

|            |                                                           |                                |                                 |
|------------|-----------------------------------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|
| 漁業法に関すること。 | 1 第5条第2項の規定による代表者の指定（海面に係るものに限る、漁業権に係るものを除く。）に関すること。      | 1 第14条の規定による方針の策定等に関すること。      | 1 第16条の規定による知事管理漁獲可能量の設定に関すること。 |
|            | 2 第120条第3項の規定による海区漁業調整委員会の指示に係る必要な指示（漁業権に係るものを除く。）に関すること。 | 2 第23条第1項及び第2項の規定による取消しに関すること。 | 2 第17条の規定による漁獲割当割合の設定に関すること。    |

|                                                     |                                        |                                     |
|-----------------------------------------------------|----------------------------------------|-------------------------------------|
| 3 第120条第4項の規定による海区漁業調整委員会の指示の取消し（漁業権に係るものを除く。）に関する事 | 3 第27条の規定による停泊命令等に関する事                 | 3 第19条の規定による年次漁獲割当量の設定に関する事         |
| 4 第161条の規定による許可等に関する事                               | 4 第29条の規定による漁獲割当割合の削減に関する事             | 4 第21条の規定による漁獲割当割合の移転に関する事          |
| 5 第162条の規定による許可に関する事                                | 5 第34条の規定による停泊命令等に関する事                 | 5 第22条の規定による年次漁獲割当量の移転に関する事         |
| 6 第163条の規定による許可に関する事                                | 6 第58条において準用する第51条第1項の規定による許可の取消しに関する事 | 6 第26条の規定による報告の受理等に関する事             |
| 7 第165条の規定による土地及び土地の定着物の使用権設定協議に関する事                | 7 第58条において準用する第54条の規定による許可等の取消し等に関する事  | 7 第30条の規定による報告の受理等に関する事             |
|                                                     | 8 第120条第9項の規定による催告（海面に係るものに限る。）に関する事   | 8 第31条の規定による漁獲量等の公表に関する事            |
|                                                     | 9 第120条第11項の規定による命令（海面に係るものに限る。）に関する事  | 9 第32条第2項の規定による助言等に関する事             |
|                                                     | 10 第122条の規定による漁場又は漁具等の標識の措置命令に関する事     | 10 第57条第1項の規定による許可に関する事             |
|                                                     | 11 第131条の規定による停泊命令等に関する事               | 11 第58条において準用する第38条の規定による起業の認可に関する事 |



|  |  |                                           |
|--|--|-------------------------------------------|
|  |  | 12 第58条において準用する第42条第1項の規定による公示等に関すること。    |
|  |  | 13 第58条において準用する第45条の規定による継続の許可等に関すること。    |
|  |  | 14 第58条において準用する第47条の規定による変更の許可に関すること。     |
|  |  | 15 第58条において準用する第49条第2項の規定による届出の受理に関すること。  |
|  |  | 16 第58条において準用する第50条の規定による休業等の届出の受理に関すること。 |
|  |  | 17 第58条において準用する第52条第1項の規定による報告の受理に関すること。  |
|  |  | 18 第58条において準用する第52条第2項の規定による命令に関すること。     |
|  |  | 19 第124条第1項の規定による認定に関すること。                |
|  |  | 20 第126条第2項の規定による協定への参加のあつせんに関すること。       |
|  |  | 21 第127条の規定による実施状況の報告に関すること。              |

|  |  |  |                                 |
|--|--|--|---------------------------------|
|  |  |  | 22 第176条の規定による報告の徴収等に関する<br>こと。 |
|--|--|--|---------------------------------|

別表第3 産業経済部の項水産振興課の項中

|  |  |                                  |                                        |
|--|--|----------------------------------|----------------------------------------|
|  |  | 1 第36条第2項の規定による土地の使用等に関する<br>こと。 | 1 第24条第1項の規定による土地及び水面の使用の許可に関する<br>こと。 |
|--|--|----------------------------------|----------------------------------------|

を

|                    |  |                                  |                                         |
|--------------------|--|----------------------------------|-----------------------------------------|
| 漁業法施行規則に関する<br>こと。 |  |                                  | 1 第42条の規定による許可等（海面に係るものに限る。）に関する<br>こと。 |
|                    |  | 1 第36条第2項の規定による土地の使用等に関する<br>こと。 | 1 第24条第1項の規定による土地及び水面の使用の許可に関する<br>こと。  |

に改め、

同課の項海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に関する  
こと。の項、山形県内水面漁業調整規則に関する  
こと。の項及び山形県海面漁業調整規則に関する  
こと。の項を削り、同課の項中

|  |  |  |                                |
|--|--|--|--------------------------------|
|  |  |  | 3 第11条の規定による支払猶予の決定に関する<br>こと。 |
|--|--|--|--------------------------------|

を

|                      |  |                                          |                                      |
|----------------------|--|------------------------------------------|--------------------------------------|
|                      |  |                                          | 3 第11条の規定による支払猶予の決定に関する<br>こと。       |
| 山形県漁業調整規則に関する<br>こと。 |  | 1 第24条第1項の規定による許可等の取消し等に関する<br>こと。       | 1 第12条第5項及び第7項の規定による基準の定めに関する<br>こと。 |
|                      |  | 2 第47条第1項の規定による船舶への乗組みの制限及び禁止に関する<br>こと。 | 2 第18条第2項の規定による届出の受理に関する<br>こと。      |
|                      |  |                                          | 3 第19条第3項後段の規定による届出の受理に関する<br>こと。    |

|  |  |                                                                 |
|--|--|-----------------------------------------------------------------|
|  |  | 4 第20条第2項の規定による届出の受理に関すること。                                     |
|  |  | 5 第26条第2項及び第3項（第45条第8項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の写しの交付及び受理に関すること。 |
|  |  | 6 第30条（第34条第13項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付等に関すること。              |
|  |  | 7 第31条（第34条第13項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の受理等に関すること。              |
|  |  | 8 第32条第1項の規定による漁業の許可を受けた者の定めに関すること。                             |
|  |  | 9 第34条第11項及び第12項の規定による許可証の写しの交付及び受理に関すること。                      |
|  |  | 10 第43条第1項の規定による許可に関すること。                                       |
|  |  | 11 第45条第1項の規定による許可（種卵確保のために実施するさけの採捕に係るものを除く。）に関すること。           |

に改める。

|  |  |                              |
|--|--|------------------------------|
|  |  | 12 第45条第5項の規定による報告の受理に関すること。 |
|  |  | 13 第45条第6項の規定による許可に関すること。    |
|  |  | 14 第50条の規定による届出の受理に関すること。    |
|  |  | 15 第52条の規定による漁業の定めに関すること。    |

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和2年12月1日から施行する。ただし、別表第3産業経済部の項水産振興課の項漁業法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項及び同課の項漁業法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第12項の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の日から令和2年11月30日までの間における改正後の別表第3産業経済部の項水産振興課の項漁業法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項の規定の適用については、同項中「第14条」とあるのは、「漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第3条第1項の規定により、同法の施行前においても行うことができるとされる同法第1条の規定による改正後の漁業法第14条」とし、同課の項漁業法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第12項の規定の適用については、同項中「第58条において準用する」とあるのは、「漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和2年政令第217号）第55条の規定により、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行前においても行うことができるとされる同法第1条の規定による改正後の漁業法第58条において準用する同法」とする。
- 3 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第28条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第17条第3項及び第4項の規定による報告の受理に係る事務の専決及び代決については、改正後の別表第3産業経済部の項水産振興課の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示

山形県告示第731号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、最上堰土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和2年10月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所            |
|----------|-----------|----------------|
| 理 事      | 富 沢 房 敏   | 寒河江市大字平塩325番地1 |
| 同        | 渡 邊 英 一 郎 | 東村山郡中山町大字小塩5番地 |

|     |         |   |                     |
|-----|---------|---|---------------------|
| 同   | 佐 東 順 一 | 同 | 土橋48番地              |
| 同   | 佐 藤 忠 也 | 同 | 山辺町大字大寺415番地        |
| 同   | 須 貝 勝 司 | 同 | 中山町大字達磨寺48番地        |
| 同   | 青 柳 一 彦 | 同 | 長崎240番地11           |
| 同   | 縄 野 正 司 | 同 | 87番地                |
| 同   | 阿 部 善 明 | 同 | 山形市大字中野目86番地 1      |
| 監 事 | 鈴 木 史 郎 | 同 | 東村山郡中山町大字金沢137番地    |
| 同   | 西 倉 政 人 | 同 | 山形市大字船町1593の4番地     |
| 同   | 浦 山 茂 男 | 同 | 東村山郡中山町大字長崎2369番地11 |

山形県告示第732号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、最上堰土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和2年10月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所               |
|----------|-----------|-------------------|
| 理 事      | 富 沢 房 敏   | 寒河江市大字平塩325番地 1   |
| 同        | 工 藤 賢 一   | 東村山郡中山町大字岡171番地   |
| 同        | 佐 東 順 一   | 同 土橋48番地          |
| 同        | 佐 藤 忠 也   | 同 山辺町大字大寺415番地    |
| 同        | 細 谷 善 助   | 同 中山町大字向新田 8 番地   |
| 同        | 青 柳 一 彦   | 同 長崎240番地11       |
| 同        | 縄 野 正 司   | 同 87番地            |
| 同        | 若 林 隆     | 同 2263番地 1        |
| 監 事      | 鈴 木 史 郎   | 同 金沢137番地         |
| 同        | 渡 邊 勘 治 郎 | 同 山辺町大字山辺819番地    |
| 同        | 浦 山 茂 男   | 同 中山町大字長崎2369番地11 |



**山形県告示第733号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、同法第87条第2項において準用する同法第48条第6項ただし書の規定による許可をすることについて、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

令和2年10月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 日 時 令和2年10月29日（木）午後2時から
- 2 場 所 村山市大字河島甲1456番地9  
南河島第一公民館大会議室
- 3 申請者 埼玉県所沢市大字日比田95番地1  
VANTECH株式会社 代表取締役 佐藤 徹
- 4 建築物の計画 村山都市計画区域内の第二種住居地域である村山市大字河島元杉島地内でのぱちんこ屋から工場への用途変更（鉄骨造平屋建て、延べ面積1,377.71平方メートル）

**山形県告示第734号**

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、二級建築士の免許を次のとおり取り消した。

令和2年10月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 免許の取消しをした年月日  
令和2年10月13日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及び登録番号  
高橋 英幸 第9419号
- 3 免許の取消しの理由  
建築士法第8条の2第1号の規定による届出があったため

**公 告**

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、令和2年度准看護師試験を次のとおり実施する。

令和2年10月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 試験の日時及び場所
  - (1) 日 時 令和3年2月16日（火）午後1時30分から午後4時まで
  - (2) 場 所 山形市上柳260番地  
公立大学法人 山形県立保健医療大学
- 2 受験手続  
受験願書を令和2年11月16日（月）から同月30日（月）までの間に山形市松波二丁目8番1号健康福祉部医療政策課に提出すること（郵送の場合は、令和2年11月30日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。）。
- 3 その他  
詳細については、健康福祉部医療政策課（電話023(630)2258）に問い合わせること。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される令和2年度における山形県の特定役務（建設工事に限る。）の調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る競争入札の参加者の資格等は、次のとおりである。

なお、既に山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項に規定する競争入札参加資格者名簿（有効期間が令和3年3月31日までのものに限る。以下「資格者名簿」という。）に建築一式工事の資格を有する者として登載されている者は、この公告による申請は要しないものとする。

令和2年10月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 調達する特定役務の種類

建築一式工事

## 2 競争入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納している者でないこと。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた者であること。
- (3) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること。ただし、個人事業所で、かつ、従業員が4人以下である等の事由により適用事業所に該当しない場合を除く。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (5) 法第27条の29第1項に規定する総合評定値（当該総合評定値の算出に係る審査基準日が、規則第125条第2項に規定する競争入札参加資格審査申請書（建設工事）（以下「申請書」という。）の提出日前1年7月以内（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者であって、事業年度が令和元年10月29日から令和2年6月30日までの間に終了したものにあっては、平成30年10月29日より後）のものであり、かつ、直近のものに限る。）が、建築一式工事について、850点以上であること。

## 3 申請書の提出の時期

申請書は、特定調達契約の締結が見込まれる場合において、随時に提出することができる。

## 4 申請の方法

## (1) 申請書の用紙等の入手方法

申請書の用紙等は、県土整備部建設企画課において競争入札の参加資格を得ようとする者に交付する。  
また、山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

## (2) 申請書の提出方法

競争入札の参加資格を得ようとする者は、申請書に建設工事等入札参加資格審査基準別表第1に掲げる知事が必要と認める書類を添付して、契約担当者に提出すること。

## (3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書は、日本語で作成すること。

なお、(2)に定める書類で外国語で記載されたものについては、日本語の訳文を付し、又は添付すること。

## 5 資格審査及び結果の通知

- (1) 競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）は、4により提出された書類により行い、当該書類を提出した者について資格を有すると認めたときは、資格者名簿に登載する。
- (2) 資格審査の結果については、申請書を提出した者に通知する。

## 6 資格の有効期間及び更新手続

## (1) 競争入札参加資格の有効期間

資格者名簿に登載された日から令和3年3月31日までとする。

## (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新については、規則第125条第2項及び第4項の規定により必要に応じて申請書を提出すること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、令和2年度（債務負担行為）山形県立新庄病院改築整備（建築）工事の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。この入札は、山形県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により執行する。また、本工事は、余裕期間を設定しない。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年10月23日

山形県病院事業管理者 大澤賢史

## 1 入札書の受付期間、開札の日時及び開札の場所等

- (1) 入札書の受付期間 令和2年12月15日（火）から同月17日（木）まで
- (2) 入札書の受付時間 午前8時30分から午後8時（入札書の受付期間の最終日にあっては午後4時）まで
- (3) 書面による入札

イ 入札への参加を希望する者で電子入札システムによる入札により難しいものは、持参又は郵送により、書面による入札を行うことができる。この場合の入札手続は入札説明書による。

ロ 書面による入札を行う者は、入札書を令和2年12月17日（木）午後4時まで（郵送の場合は、この時間まで必着すること。）に山形市松波二丁目8番1号 山形県病院事業局県立病院課病院整備担当に提出すること。

(4) 開札の場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）

(5) 開札の日時 令和2年12月18日（金）午前10時30分

## 2 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称 令和2年度（債務負担行為）山形県立新庄病院改築整備（建築）工事（以下「対象工事」という。）

(2) 工事の場所 新庄市金沢地内

(3) 工事の概要 建築一式工事

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、地上6階地下1階建て、

延べ床面積27,006.62平方メートル

昇降機設備工事

エレベーター8基、小荷物専用昇降機2基

(4) 工 期 令和5年3月31日（金）まで

(5) 予 定 価 格 7,019,016,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

(6) 入 札 方 法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 令和2年度山形県の特定役務（建設工事）の調達契約に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和2年10月23日付け県公報第149号）により公告された資格を有する者3者又は4者で自主構成する特定建設工事共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）であること。

(2) 特定共同企業体の構成員は、共同連帯して共同施行方式により対象工事を完成させるものであること。

(3) 特定共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件を満たしていること。

イ 経常建設共同企業体又は事業協同組合でないこと。

ロ 出資比率は、3者の場合にあつては20パーセント以上、4者の場合にあつては15パーセント以上であること。

ハ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過していないものでないこと又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ニ 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に建築一式工事の資格者として登載されていること。

ホ 対象工事の入札において、他の特定共同企業体の構成員になっていないこと。

ヘ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

ト 規則第132条の規定に基づく建設工事請負契約約款（昭和39年8月県告示第707号。以下「建設工事請負契約約款」という。）第49条第11号イからトまでのいずれにも該当しないこと。

チ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあつては、当該更正手続開始又は当該再生手続開始の決定の日を審査基準日とする経営事項審査の結果をもとに、建設工事の入札参加資格の審査を受けた者であること。

(4) 特定共同企業体の代表者が、次に掲げる要件を全て満たしていること。

イ 構成員の中で出資比率が最大の者であること。

ロ 平成17年4月以降に、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下同じ。）で、一棟の延べ床面積が13,000平

方メートル以上の建築工事（改修工事を除く。）を元請（共同企業体（経常建設共同企業体を含む。以下同じ。）の構成員であった場合は、その出資比率が20パーセント以上であった者に限る。）として完成した実績を有すること。なお、当該建築工事が工事成績評定を通知されている工事である場合にあっては、評定点が65点以上のものに限る。

ハ 次に掲げる要件を全て満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できるとともに、現場代理人を常駐で配置できること。なお、現場代理人と主任技術者又は監理技術者とは、兼務できる（10の（5）に該当する場合を除く。）。

（イ） 1級建築施工管理技士又は1級建築士若しくはこれと同等以上の資格を有する者であること。

（ロ） 平成17年4月以降に、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の病院で、一棟の延べ床面積が13,000平方メートル以上の建築工事（改修工事を除く。）を元請（共同企業体の構成員であった場合は、その出資比率が20パーセント以上であった者に限る。）として完成したものの現場代理人、主任技術者又は監理技術者であった実績を有する者であること。なお、当該建築工事は、ロの建築工事とは異なるものでもよく、当該建築工事が工事成績評定を通知されている工事である場合にあっては、評定点が70点以上のものに限る。

（ハ） 監理技術者にあっては、建築工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、監理技術者講習を受講していること。

ニ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項に規定する総合評定値（当該総合評定値の算出に係る経営規模等審査の基準日が一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限前1年7月以内のものであり、かつ、直近のものに限る。ただし、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者であって、事業年度が令和元年10月29日から令和2年6月30日までの間に終了したものに係る総合評定値については、審査基準日が平成30年10月29日より後かつ直近のものとする。以下「総合評定値」という。）が、建築一式工事について、1,200点以上であること。

（5） 特定共同企業体の代表者以外の構成員が、次に掲げる要件を全て満たしていること。

イ 平成17年4月以降に鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物で、一棟の延べ床面積が2,500平方メートル以上の建築工事（改修工事を除く。）を元請（共同企業体の構成員であった場合は、その出資比率が15パーセント以上であった者に限る。）として完成した実績を有すること。なお、当該建築工事が工事成績評定を通知されている工事である場合にあっては、評定点が65点以上のものに限る。

ロ 次に掲げる要件を全て満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。

（イ） 1級建築施工管理技士又は1級建築士若しくはこれと同等以上の資格を有する者であること。

（ロ） 平成17年4月以降に鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物で、一棟の延べ床面積が2,500平方メートル以上の建築工事（改修工事を除く。）を元請（共同企業体の構成員であった場合は、その出資比率が15パーセント以上であった者に限る。）として完成したものの現場代理人、主任技術者又は監理技術者であった実績を有する者であること。なお、当該建築工事は、イの建築工事とは異なるものでもよく、当該建築工事が工事成績評定を通知されている工事である場合にあっては、評定点が70点以上のものに限る。

（ハ） 監理技術者にあっては、建築工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、監理技術者講習を受講していること。

ハ 総合評定値が、建築一式工事について、850点以上であること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局

山形市松波二丁目8番1号 山形県病院事業局県立病院課病院整備担当 電話番号023(630)2432

なお、入札説明書は、山形県電子閲覧システムからもダウンロードすることができる。

5 入札参加資格の確認等

（1） 入札への参加を希望する者は、次に掲げる書類を、（2）に掲げる期限内に山形県電子入札システムにより提出するものとする。ただし、書面による提出の場合は、4に掲げる場所に持参するものとする。

イ 申請書

ロ 3の（4）ニ及び3の（5）ハに係る総合評定値通知書の写し

ハ 3の（4）ロ及び3の（5）イに係る施工実績を証する書類

ニ 対象工事に配置する主任技術者及び監理技術者の資格及び工事経験を証する書類

ホ 特定共同企業体協定書の写し



へ 特定共同企業体の代表者の権限に係る委任状の写し

(2) (1)に掲げる書類は、次に掲げる期間に受け付ける。

イ 受付期間 令和2年10月23日（金）から同年11月13日（金）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

ロ 受付時間 午前8時30分から午後8時まで（受付期間の最終日にあつては、午後4時まで（郵送の場合は、この時刻までに4に掲げる場所に到達すること。）とする。なお、持参による場合は、県の休日を除いた、午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に提出すること。）

(3) 入札参加資格の確認結果は、申請者に通知する。

(4) 競争入札参加資格者名簿（有効期限が令和3年3月31日までのものに限る。）に建築一式工事の資格を有する者として掲載されていない者は、規則第125条第2項に規定する競争入札参加資格審査申請書（建設工事）を(2)に掲げる期間内に4に掲げる場所に持参又は郵送するものとする。

## 6 入札保証金及び契約保証金等

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金等 建設工事請負契約約款第4条による保証（保証金額は、契約金額の10分の1に相当する額とする。）を付すこと。

## 7 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 8 落札者の決定方法

規則第120条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容及び適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり、著しく不相当であると認められるときは、当該者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

## 9 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 10 その他

(1) この契約においては、契約書の作成を必要とする。

(2) 3の(3)ニに掲げる要件を満たさない者も5の(1)に掲げる書類を提出することができるが、入札に参加するためには、入札の前までに当該要件を満たしていなければならない。

(3) 災害その他の事情により、電子入札システムに障害が生じた場合は、入札を無効とし、別途日時を指定して、書面による入札に変更することがある。

(4) この入札は、山形県建設工事等低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。

(5) 山形県建設工事等低入札価格調査制度実施要綱第2条に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって契約する場合には、現場代理人と主任技術者又は監理技術者との兼務を認めない。

(6) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(7) 入札参加者は、積算内訳書を入札時に提出すること。

(8) 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定はない。

(9) 詳細については入札説明書による。

## 11 Summary

(1) Subject matter of the contract: Construction of the Yamagata Prefectural Shinjo Hospital

(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 4:00 P.M. November 13, 2020

(3) Time-limit for tender: 4:00 P.M. December 17, 2020

(4) Contact point for the notice: Prefectural Hospital Division, Hospital Affairs Agency, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2432